

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-302	承認日	1993.4.1	1/2
<b>V D T 作業の安全衛生に関する協定</b>					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

公益社団法人石川勤労者医療協会及び、医療法人やすらぎ会及び、金沢医療生活協同組合と石川民医連労働組合は、V D T (Visual Display Terminal) 作業者の健康の保持・増進とV D T 作業による健康障害を防止し職場環境野改善をはかるため、この協定を締結する。

労使双方は、この協定が現時点で必要と考えられる指針（原則）として、遵守されるよう誠実に努力を積み重ねていかねばならないことを確認し、あわせて協定の対象となる作業者には、私物機器の業務上使用者を含むこと、及びV D T 作業に関する新しい知見の出現やV D T 機器・作業態様の変遷に応じて、再検討又は、改定されていくべきものであることを確認する。

#### 第1条 対象

本協定は視機能に訴えるV D Tを使用する作業に従事する者を対象とする。

#### 第2条 協議

本協定に関する協議は、労働安全衛生法に基づいて設置された安全衛生委員もしくは衛生委員会、それが無い場合は労使間の協議の場又は、経営協議会行う。

#### 第3条 作業時間

V D T 作業時間は、原則として一日4時間以内とする。作業時間とは、V D T 操作のために着座している時間のほかに、V D T 操作に付帯する作業を行っている時間を含む。但し、第2条に定める協議の場で認めたときは、一か月以内一日6時間以内で一定期間一定時間内で作業時間の延長を行えることとする。

#### 第4条 一連続作業時間

V D T 作業時間の一連続作業時間は50分以内とする。

#### 第5条 休息时间

1. V D T 作業を連続して行うときは、50分経過ごとに10分間の休息時間を設ける。
2. 前項の休息時間は、就業規則上の休憩時間とは別に与えるものとし労働時間として扱う。

#### 第6条 作業環境

1. ディスプレイには直接反射防止加工が施されており、反射像、反射光線を防止するフード、フィルター等が設置できるものであり、ディスプレイ画面の方向や位置、コントラストの調整が容易に可能なものとする。
2. 照明、採光はできるだけ明暗の差を少なくし、照明及び採光がディスプレイ及び作業者の目に直接はらないようにする。
3. 作業机、椅子はそれぞれの高さが容易に調節・固定でき作業従事者の安楽位が確保できるものとする。

#### 第7条 作業に関する教育・指導

1. 新しくV D T 作業に従事する者に対しては、V D T 作業の特徴、健康破壊の現状、法規や学会等の動向についてのリエンションを行うとともに、研修・教育期間を設ける。
2. 作業上の教育指導担当者を養成していくこととし、行政機関や各種学会・団体・

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一302	承認日	1993.4.1	2/2
<b>V D T 作業の安全衛生に関する協定</b>					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

組織等の行う講習を受講する。

3. V D T 作業に関する教育要綱とテキストを作成していく。

#### 第8条 健康診断

V D T 作業に従事する者の視障害をはじめとする健康障害の発生、或いは憎悪を十分防止する特殊健康診断（以下V D T 検診という）を就業時間内に実施する。

#### 第9条 検診時期

V D T 検診は、以下の時期に実施する。

##### 1. V D T 作業への配置前

新規採用の場合で、その業務にV D T 作業が伴うことが明確なときには、採用時検診に含める。

##### 2. 前項以降は、職員検診時

##### 3. 第2条に定める協議の場で実施を決定した場合

#### 第10条 検診内容

V D T 検診の診断項目は、以下の要件を満たすものとし、具体的内容は第2条に定める協議の場で決定する。

1. 配置前V D T 検診は、作業予定者の視機能や心身の状態を把握し作業への適否の判断や配置後の継続的な健康状態観察の基礎資料とするとともに、就業に際して作業者が健康を保持する上で配慮すべき事項の指示・指導を行うに適切なものであること。
2. 配置後特殊検診は、作業個々人の基礎的な健康状態の観察により、作業への適応状態、作業による過労や健康障害等の有無などV D T 作業によって生じるおそれのある健康異常を早期に発見、もしくは予知しうるものであること。

#### 第11条 作業の変更等

健康診断の結果、V D T 作業によると考えられる病状憎悪のおそれがみられる場合は、作業の変更、作業時間の短縮等、当該労働者の健康保持のための適切な措置を講じる。

また、石川民医連以外の医療機関での精密検査が必要と認められた場合、それにかかわる費用は各院所が負担するものとする。尚、健康診断時以外でも、医師の診断書が当該労働者から提出された場合には同様の措置を講じるものとする。

#### 第12条 協定の改廃

本協定の改廃については、労使協議によらねばならない。

この協定は、1993年4月1日より発効する。